

（仮称）橋本市部落差別の解消を推進する条例骨子案のパブリックコメント結果と市の考え方について

1. 実施概要

○意見募集案件：（仮称）橋本市部落差別の解消を推進する条例骨子案

○募集期間：令和2年9月23日（水）～令和2年10月14日（水）

○資料閲覧場所：市ホームページ ・人権・男女共同推進室・各文化センター・本庁1階ロビー
・保健福祉センター1階ロビー・市図書館・中央公民館及び各地区公民館

○意見提出方法：持参・郵送・ファックス・Eメール

2. 実施結果

○意見提出数：96名

3. 実施についての考え方

○この手続きは、橋本市パブリックコメント手続要綱において定められているとおり、市民等に案の賛否を問うものではなく、また提出されたご意見の多寡で判断するものでもありません。あくまでご意見の内容に着目して、条例に反映させるように検討します。

4. 意見の概要と市の考え方

○内容が類似するご意見や、賛否のみのご意見は整理のうえ、まとめて掲載しています。

全般について

番号	要 旨	市の考え方
1	目指す目標やルール、仕組みを作ることは有意義なことであり、この条例をもとにみんなが部落差別のない社会の実現に向かっていくように、私自身も参画していきたい。	本市では、これまでも同和問題の解決を市政の重要な柱として、様々な施策に取り組んだ結果、同和問題は解消へと向かっています。しかしながら、今もなお、土地の売買などに際して同和地区かどうかを問い合わせる行為や、インターネット上で同和地区に対する誹謗・中傷や同和地区を忌避・排除する書き込み等の部落差別が発生しています。 このことから、本市として部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現していくためにも、条例の制定は必要であると考えます。 また、法律、条例の内容について市民の皆さんにご理解していただくとともに、部落差別を解消するための取組へのご協力をいただけるように、引き続き周知と啓発に努めていきます。
2	被害者に対する救済措置なども含めれば、もっとよい条例になると思います。差別される側の立場になって考えていただきたい。	被害者の救済措置については、現在、国へ要望をしているところです。
3	この条例を是非とも作り、これを元に、障がい者差別、国籍によるヘイトスピーチ、性的マイノリティ差別も市条例化を望みます。	包括的な人権条例ではなく、個々の人権課題には個別の条例で対応していくことになると考えています。
4	・市内でも差別事象が発生しているので、条例が制定・施行されることを望みます。 ・市の熱意に期待します。 ・毎年、差別事件が起こっていることについて、本当に考えなければならない時期に来ている。	ここ数年は、市では毎年のように差別につながる事象や差別発言等が発生していることから、条例の制定に向けて、取組を進めています。

5	・条例制定に賛同します。 ・良い案を検討して下さい。 ・早期の制定をお願いします。	1番を参照願います。
6	〔市の取組〕を先に書いて、市民の事は後にまとめた方が読みやすいと思います。	検討させていただきます。
7	・橋本市人権施策基本方針を進めることで、部落差別に関する市民意識は改善され、差別の解消が進むのではないのでしょうか。 ・「橋本市人権尊重の社会づくり条例」で解決していけば、これとは別に部落差別にだけ特化した条例は必要ないと思う。	1番を参照願います。
8	同和対策関連法でさえ時限立法であった。期限を定めずに一般対部落という構図作り出すことは、差別を助長するものである。	あらかじめ期限を定めることは困難ですが、差別が解消された状況と判断できれば、この条例の必要性はなくなるものと考えます。
9	「ねた子をおこす」ことになり、かえって問題を大きくすると思います。	誤った情報をうのみにするなど、「知らない」ために、かえって差別を助長してしまうことが考えられるので、市として看過することはできません。
10	何もしない方が時の流れの中で忘れられ、昔はこういう差別があったと歴史の話になる。	9番を参照願います。
11	・今日、部落差別はほとんど解消されていると思います。なぜ今このような条例を制定するのか、全く理解できません。 ・具体的、客観的、即物的な差別は皆無といっていいほど、部落差別は改善されてきている。 ・社会問題として同和問題は解決済みです。 ・国や自治体の調査では、部落差別は解消されつつあると報告されています。 ・私の周りでは同和差別と感じられる事象は全くありません。 ・骨子案の趣旨を読んでも、何ら説得力はありません。 ・同和行政の到達点を否定するものであり、時代に逆行する。 ・結婚、就職、進学等で、旧部落と一般地区との間には差はないと思います。 ・今更何で問題提起するのかわかりません。 ・橋本市においては、部落差別は基本的に解決しており、特別施策に直結する条例は、部落差別の解決を逆に遅らせます。	橋本市では、現在も差別事件や差別を助長するような事象等が発生しています。橋本市の広報では、毎年11月号に差別事件の発生状況を掲載しています。 また、差別に繋がる事象を放置することは、更なる大きな事件に拡大していくことも懸念されます。何か事象が発生すれば、出来るだけ速やかに対応していくよう取り組んでいます。 市のホームページにも過去の差別事件の発生状況を掲載していますので、ご覧ください。
12	・部落差別が存在するのなら、市民に知らせるべきです。 ・部落問題について、どれだけ苦情相談が市にあったのか、苦情、相談内容を分類数値化し、住民に教えて下さい。 ・部落差別は現在存在しません。部落差別が存在するのなら、どんな差別があるか市民に知らせるべきです。 ・条例が必要とするのなら、橋本市の現状を具体的に明らかにしてほしい。	11番を参照願います。
13	女性差別や障がい者差別などの多くの課題がある中で、部落差別の解消を推進する条例を特出しする必要はないと思います。	市が差別事件として処理している内容は、部落差別に関連するものが一番多く発生しています。

14	もし差別的な問題が起こったとしても、人権に関する相談窓口もあるので、一般施策として人権侵害に繋がる諸々の差別に対して個別の対応を進めてほしいと思います。	今まで一般施策として取り組んできましたが、残念ながら現在も部落差別の解消には至っていません。また、国の法律にもあるとおり、インターネット上における差別的な書き込みは逆に増えつつあるという状況です。 加害者に対する毅然とした対応、また相談者には心情に寄り添った対応が必要になると考えています。
15	・条例化することは、新たな逆差別に繋がり、市民を分断する恐れがあります。 ・旧高野口町では特別対策としての同和行政・同和教育は終了しました。この条例骨子案は、逆に差別を温存すると考えられます。	この条例はあくまでも部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としており、新たな差別に繋がるような取組には決してしません。
16	・一部の団体により教育費の名目で補助金をとられたりする恐れがあります。 ・一部で、同和で利権を得ているとききました。同和利権は根絶されるべきだと思います。 ・このような条例の制定を希望する人たちは、何か利権を得るためとしか考えられません。 ・一部の団体の意見だけを受け入れて、未来永劫継続するような条例は制定すべきではありません。	部落差別の解消のためには、行政、市民及び事業者が相互に協力しながら取り組んでいく必要があります。 ご意見のような一部の団体の利権に絡むようなものではありません。
17	部落差別を固定化・永久化する恐れがあり、歴史に逆行していつまでも解消されないので、条例は全く必要ありません。	この条例は、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としており、ご意見のようなことはありません。 また部落差別が解消されたと判断できれば、条例の必要性はなくなるものと考えています。
18	かつての同和地区との混住化が進行し、行政上の線引きをすること自体不可能だ。	ご意見のような行政上の線引きをするようなことはしません。
19	市議会議員さんが、そんな問題で議論するのでなく、もっと他にすることがあるはずですよ。（買い物難民の解消を推進する条例を作ってほしいものです） ・今ある大きな差別は、正規と非正規の労働条件の格差と差別です。コロナウイルス感染症の拡大で非正規労働者の不当な解雇が激増しており、これこそ国民が総力をあげて取り組む課題です。 ・コロナ患者に対する新たな差別もあり、それらに対して本気で取り組まなければならない中で、なぜ部落差別を取り上げるのでしょうか。 ・ジェンダーギャップ指数順位が、世界の中では日本は低い。こういう方面のギャップ解消にこそ力を入れるべきではないでしょうか。 ・部落差別より一般差別をなくす法整備を求めます。	ご意見のとおり、新型コロナウイルス感染症に関わる差別の問題も現在発生しています。また、この他にも取り組むべき課題がありますが、それぞれに個別に対応を進めていきますので、ご理解をお願いします。
20	・部落差別とは何なのかの定義がなく、恣意的な差別を作り出すことになりかねない。 ・日常語ではないため、行政が使う時は定義が必要です。（部落問題の解決に逆行するものです。） ・部落の定義がなく、何ををもって部落差別とするのかがない。 ・同和地区という言葉は消滅させるべきだと思います。 ・同和地区という言葉自体が差別用語である。	上位法である部落差別の解消の推進に関する法律に、そもそも定義条項がないことから、県条例においても定義条項は置いていません。その中で、敢えて市がこの条例において部落差別の定義をすることの必要性はないものと考えています。 また、同和地区とは過去の同和対策事業の対象地区を表す呼称ですが、この条例では同和地区という言葉は使用していません。

21	この条例は、「部落差別の解消」を特別化し、公平、中立であるべき行政が、特定の見解を教育及び啓発の場に持ち込むことになり、自由な教育啓発活動を阻害する危険性をはらむものです。 ・現在の子どもたちの中では部落という認識は全く存在しないので、過去の間違った考えを固定化することになりかねません。（未来を担う子供たちには、不必要な条例であると考えます。）	9番を参照願います。
22	この条例は時限立法ではないが、必要性がなくなれば、なくせるのでしょうか。	部落差別が解消されたと認められる状況になれば、条例の必要性はなくなることから、廃止することになると考えています。
23	県では条例が施行されていること、現に色々な差別が残っている中で、バランスよく皆が納得するような条例か、もう一度考えてみてもよい気がします。	近年の法律の動きとしては、あらゆる人権侵害を対象とした包括的な人権侵害救済法ではなく、罰則規定のない個別的な理念法を積み上げることで、人権問題の解決を図るようになっていきます。
24	・同和地区出身者かどうか決めることになる。 ・同和地区出身者かどうかを決めるのは、どんな基準にするのか不明である。市が勝手に決めるのですか。 ・何が部落差別か、どこが同和地区か、誰が同和の人か、誰が答えるのでしょうか。市民は詮索心が働き、垣根を作ろうとするでしょう。	本条例は部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現する事を目的としており、新たな差別が生じるような取組は実施しません。
25	国の調査結果では、部落差別は解消の方向に向かっているとされている。	平成28年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、現在も部落差別が存在する事が明記されています。 現に、同和対策に係る法律終了後も啓発等は実施していますが、部落差別に該当する差別事件は発生しています。

目的条項について

番号	要 旨	市の考え方
26	〔目的〕 1 行目の「国の法律」を「日本国憲法」に。	具体的な法律名を記載する予定です。
27	橋本市人権尊重の社会づくり条例を厳格に取り組めば、今回の条例は不要である。	1 番を参照願います。
28	ここでいう国の法律とはどの法律を指すのか教えてください。	平成28年12月16日に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」を指します。
29	私の子どもを含め、私の周りには部落の人が一般の人と結婚して幸せに暮らしている人が何人もいます。部落差別を特別に取り上げて条例を制定する理由が考えられない。	結婚差別は、特に当事者間のプライバシーに関わる問題であるため、なかなか表面化されない問題であると考えています。市が行った意識調査でも、「結婚に際して」の差別が現在も「ある」との回答が一番多くなっています。

基本理念条項について

番号	要 旨	市の考え方
30	「次のとおり基本理念を定めます。」の文言は削除した方がよい。	参考にさせていただきます。

31	〔基本理念〕3行目の「部落差別の解消に取り組みます。」を、「市民が平等で安心して豊かな暮らしをおくれる持続可能な橋本市を目指します。」に。	参考にさせていただきます。
32	基本的人権の侵害は、部落差別に限ったことではない。部落差別のみを対象にする条例は、差別の恒久化に繋がる。	1番を参照願います。

市民・事業者の役割条項について

番号	要 旨	市の考え方
33	「市民・事業者の役割」「市民には」を「市民は」に、「協力を求めます」は「協力すること」に。主語は、市民・事業者なのでこの書きの方が良いのではないかな。	参考にさせていただきます。
34	「事業者に対しては」を「事業者は」に、「取組を求めます」を「取り組むこと、または努めること」に。	参考にさせていただきます。

部落差別解消への取り組み条項について

番号	要 旨	市の考え方
35	「勧告」や「公表」になれば、理解を深めることで解消するのではないため、偏見が残り解決になりにくい。	差別者に対し指導等を行ったにもかかわらず、差別行為を繰り返すといった悪質な場合には、市としてそれを見過ごす事はできません。このような場合の対応として勧告、公表等を規定することを考えています。
36	部落差別を解消するため、人権・男女共同推進室を中核として研修を進めてほしい。	市としてもそのように進めて行きます。
37	被害者に対する救済措置なども含めればもっと良い案になる。差別をされる側の立場になって考えていただきたい。	2番を参照願います。
38	「勧告に従わない事業者に対しては、その旨を公表」とあるが、個人においても場合によっては、公表もあっていいのではないかな。	個人の情報を公表することは、新たな差別を助長することに繋がる恐れがあるため、公表までは考えていません。
39	罰則規定も含め、「差別の抑止」や「被害者への救済」も考えてほしい。	2番を参照願います。
40	・行政が率先して人権問題に取り組む条例を制定しようとしていることに賛同します。理念だけでなく実効性のある条例にしていきたい。 ・未だに差別が残っていることに憤りを感じます。できるだけ抑制効果のある条例を望みます。	参考にさせていただきます。
41	差別被害にあってきた人たちが報われるような条例制定が必要です。	参考にさせていただきます。
42	順番は、〔市の責務〕の次に〔部落差別解消への取組〕を入れた方がよい。	検討させていただきます。
43	「インターネットなどへの書き込みを発見した場合は削除要請に努めます。」を、「削除を指導します」などの取り組みを強める表現にしてほしい。	表現については検討させていただきます。
44	条例で罰則規定を設けていただきたい。	加害者への罰則規定については、現在、国へ要望をしているところです。
45	〔部落差別解消への取組〕で、「県との役割分担を踏まえ」の意味がわからない。	表現については検討させていただきます。

46	インターネット等への書き込みが絶えないと言われるが、そのような書き込みを地域社会が受け入れているのでしょうか。	インターネット上の書き込み等は誰もが閲覧する事ができるため、拡散性が高く、誤った情報や差別を早急に解消する必要があります。
47	勧告や公表は力で抑えつけることになり、逆効果になります。	勧告や公表をむやみに行うことはなく、あくまでも差別はしてはいけないとの理解をしていただけるようにする目的で行う取組です。逆効果にならないよう進めます。
48	同和地区の問い合わせ等についても、行政をはじめ適切な対応で何ら問題とすべきことではないと考えられる。	同和地区の問い合わせは、意味なく行われるのではなく、何らかの理由があるものと考えます。更なる差別に繋がらないよう、市は今まで以上に毅然とした態度で対応することが必要です。

教育及び啓発の推進条項について

番号	要 旨	市の考え方
49	「あらゆる機会を通じて」の後に「差別の歴史・根源を学ぶことができるよう」を入れて、「効果的な」に続くといった改訂を検討いただきたい。 若しくは、現在の教育のあり方を、「学習要領の現場での工夫」など、差別の根源に迫る方法を検討してほしい。	ご意見は理解しますが、表現については検討させていただきます。
50	平和教育と同様、私たちの国に同和地区が存在したことを風化させないよう、同和教育の強化が必要である。	ご意見は理解しますが、表現については検討させていただきます。
51	〔教育及び啓発の推進〕は、市の取組だけでなく、市も市民でもないでしょうか。	参考にさせていただきます。

相談体制の充実条項について

番号	要 旨	市の考え方
52	〔相談体制の充実〕も市の〔取組〕ではないか。	参考にさせていただきます。

部落差別の実態の把握条項について

番号	要 旨	市の考え方
53	国民の意識から、同和問題への意識が風化しつつあるため、現在の差別の実態の調査は急務である。結婚や就職でまだ差別があるなら、1人として差別で悲しむ人をそのままにしてはならない。	条例に基づき、実態把握に努めながら、差別がなくなるような取組にしていきます。
54	インターネットの監視は、これが拡大解釈されて、差別のないものまで監視するのは、プライバシーの侵害になる。	インターネットの監視は、差別用語や誹謗・中傷の文言を対象としており、個人のプライバシーを侵害するものではありません。
55	〔部落差別の実態把握〕も市の〔取組〕ではないか。	参考にさせていただきます。
56	・実体調査は、混住が進んでいる旧対象地区を掘り起こし、対象住民を洗い出すことになり、部落差別問題を固定化し、人権侵害に繋がります。	実態調査とは、橋本市民全体を対象とした人権に関する意識調査を指します。
57	市民意識調査を通じて、新たな差別を巻き起こすことになるのではないのでしょうか。	そのようなことに繋がらないような設問にしていきます。